



仏作って魂入れよ

石山 卓磨

昨年、わが国の経済界は、「東芝の不正経理」問題で大揺れとなりました。その完璧なまでのガバナンス体制を誇っていた世界の東芝で、歴代の社長の指示のもと、会社ぐるみで利益の水増し操作が行われていたというものです。「仏作って魂入れず」とはまさにこのことでした。時あたかも改正会社法、そして、金融庁と東京証券取引所が作成した「コーポレートガバナンス・コード」が施行された年でもありました。

不祥事の発生はなにも株式会社に限られたことではありません。マスコミでは大学や病院の不祥事も取り上げられ、社会の注目を集めることがあります。文部科学省も学校法人制度の改善・監事機能の強化を訴えて久しく、私立学校法も改正されています。

さて、ひるがえって協同組合をみた場合、いかがでしょうか。決して安閑とはしておられません。私は、昨年末、ある農協支所において一人の職員が数年間にわたり巨額な不正貸付けを行っていた事件に接し、農協理事や監事の責任についての意見書を裁判所に提出しております。

農業協同組合法によれば、農協の理事には、組織内での不正行為を未然に防止すべき対策として、協同組合内においてリスク管理体制（内部統制システム）を構築しこれを機能させる義務があります。そして、監事には、会計監査権

限（計算書類の適法性をチェックする権限）のほか、業務監査権限（経営者の業務執行に対する監査権限）として、理事が、内部統制システムを構築し有効に機能させているかどうかに関しての監査権限があります。これらの義務は常勤・非常勤のいかんを問いません。また、監事には、理事や使用人に対する事業報告請求権や業務財産調査権が与えられており、出席した理事会において、理事長の報告が不十分であったり納得できない場合には意見を述べなければならず、自己の調査の過程で必要があるときは、理事会の招集を請求したり、自ら招集しなければなりません。これらの話は株式会社取締役や監査役についてもあてはまります。

株式会社の取締役会に出席した監査役には、席上、どこまでの発言権が認められているのでしょうか。一般に、監査役の業務監査権限は適法性監査権限であって、妥当性監査権限にまでは及ばないと解されています。すなわち、取締役が違法な行為をするおそれがあるときは発言しなければなりません。適法ではあるが妥当性を欠く行為については発言できないというものです（適法性説）。しかし、取締役達には監査役の発言に当然に従わなければならない義務はありません。監査役の意見も参考にして、取締役達は自らの責任において独自に決定をください。そこで、監査役に妥当性についても積極的に発言することを認める解釈もあります。

(積極的妥当性説)。取締役にとって参考意見は多いにこしたことはないからです。

ところで、監査役の業務監査権限は言い換えれば業務監査義務でもあり、この権限は行使しなくてもよいというものではありません。したがって、妥当性監査権限を持つことは、妥当性について監査すべき義務を負うことになるとも解されています。しかしこれでは業務執行権限をもたない監査役に過大な要求をすることになって酷であるため、監査役には消極的妥当性監査権限までを認める立場もあります(消極的妥当性説)。これは、取締役の経営活動が妥当性を欠く場合には、そのことを消極的に指摘しなければなりません、積極的に対案を示して経営を指図することまでは許されないというものです。

上述した「コーポレートガバナンス・コード」は、監査役・監査役会に対し、監査という「守りの機能」に関し、「自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである」と提言しています。そして、日本監査役協会も、これに沿って、監査役監査基準を改正しています。そこで、以下のように解することはできないでしょうか。すなわち、監査役における業務監査権限は、経営活動の適法性のみならず妥当性に対しても及び、積極的妥当性監査権限まで認められますが、その行使は義務ではなく、行使しなかったからといって善管注意

義務違反・任務懈怠責任は問われるものではない。これに対して、消極的妥当性監査権限の行使は同時に義務でもある、というものです。

かつて、株式会社の監査役については、その無能ぶりから「閑散役」とよばれる不名誉な時代が続きました。しかし、昭和50年代以降、上場会社の監査役は意欲的に学習・研鑽を続けて今日にいたっています。人間社会の組織のこと、遺憾ながら不祥事皆無は望みうすですが、それを目標に努力を継続しているわけです。

協同組合は、組合員の相互扶助を目的とする組織として「ひとりは何人のために、万人はひとりのために」をモットーとしています。この心温まる誠実な組織が真に国民から信頼される組織であるためには、不祥事を起こさない組織であることが肝要であり、しっかりしたガバナンス・システムが構築されなければなりません。否、形式的に構築されるだけでは足りず、実質面においてこのシステムが実効的に運用されなければなりません。

そのためには、組合員および組合職員各自がこのモットーを再確認するとともに、常勤・非常勤の理事・監事の皆さんによる、一層積極的な取組みが期待されるところです。とりわけ理事長には、率先して監事の意見を積極的に聞き入れる度量の広さが望まれます。「仏作って魂入れよ」です。

(日本大学法科大学院教授・弁護士)